

十日町市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月10日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 遠 田 延 雄

令和4年度第3回 監査結果報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

子育て支援課、地域ケア推進課（国保診療所）、健康づくり推進課、市民生活課、松之山支所地域振興課、松代支所地域振興課

(2) 対象事務

令和4年度の財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

5 監査の主な実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び全員協議会室

(2) 実施日程

令和4年11月29日から令和5年1月27日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 子育て支援課

① 指定事業

「病児・病後児保育委託」

② 意見

- ・体調不良等により集団保育等が困難な幼児・児童の一時保育を実施し保護者の子育てと就労の両立を支援していくうえで、有用であり、今後も取り組みの継続を期待する。

(2) 地域ケア推進課（国保診療所）

① 指定事業

「室野診療所建物解体工事」

② 意見

- ・解体工事における工期の延長の要因となった、上水道の閉栓工事については、関連部局との協議により防げたものと判断されるので、今後新たな費用負担が発生することのないよう事業実施に努めていただきたい。
- ・要綱等に定められた書類が一部確認できないものがあったので、要綱等に従い提出書類を精査し整理されたい。

(3) 健康づくり推進課

① 指定事業

「新型コロナウイルスワクチン接種集団会場設営業務委託」

「十日町市新型コロナワクチン4回目接種券等印刷・封入封緘業務委託」

② 意見

- ・契約書と仕様書内容の支払い方法に差異が見受けられたので、適切に事務執行いただきたい。

(4) 市民生活課

① 指定事業

「傷病手当金」

② 意見

- ・傷病手当金は申請に基づき速やかに支払われるべきものであるが、その執行に際しては適切な事務処理をお願いしたい。

(5) 松之山支所地域振興課

① 指定事業

「高齢者福祉施設憩いの家管理運営委託」

② 意見

- ・今後も過疎地における冬期生活の安全安心に配慮する等、施設機能の維持に努めるほか、施設利用者の憩いの場として利用しやすい施設環境を保ち、利用者増加に繋がるようご対応いただきたい。

(6) 松代支所地域振興課

① 指定事業

「松代ゆうあいセンター改修工事」

② 意見

- ・十日町市デイサービスセンター「ほのぼの園」の無償譲渡に伴い、十日町市社会福祉協議会、十日町西地域包括支援センターの移転先として、松代ゆうあいセンターに事務機能を移転するための工事であり、施設の有効活用という面からも有益なものと判断される。